

人間総合科学大学 GPA 制度運用に関する内規

制 定 日： 平成 27 年 7 月 1 日 (理事長)

最新改定日： 令和 2 年 9 月 26 日 (理事長)

(目的)

第 1 条 この内規は、人間総合科学大学（以下「本大学」という。）において学生個人の学修到達度を評価するために導入する Grade Point Average（以下「GPA」という。）制度の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 GPA 制度は、学生の自己学習力及び勉学意欲を高めるとともに、本学の教育の質保証に向けた必要な方策を具体化し、学生に対する適切な学修支援に資することを目的に導入する。

(評点)

第 3 条 GPA 制度における成績ポイントは、本大学学則第 30 条に規定する成績評価をもとに次のとおりとする。

区分	評価	成績評価		成績 ポイン
合 格	S	100～90 点	基本的な到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成績を修めている	4
	A	89 点～80 点	基本的な到達目標を十分に達成している	3
	B	79 点～70 点	基本的な到達目標を概ね達成している	2
	C	69 点～60 点	基本的な到達目標を最低限度達成している	1
不 合 格	D	59 点以下	基本的な到達目標を達成しないので、再履修が必要である	0

(対象授業科目)

第 4 条 本制度の対象とする授業科目は、原則として本大学学則第 32 条に規定する卒業要件に関わる履修科目とする。

2 GPA 算定の対象となる科目は、大学、各学部、学科のカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを考慮して学生の知識、技能、態度の他、思考力、判断力、表現力等に関する修得状況を総合的、客観的に反映できるように選定し、臨地実習等の科目も算入する。

3 以下の授業科目は、GPA 算定の対象から除外する。

- (1) 卒業要件単位数に含まない科目
- (2) 学生の申請により履修取消を認めた科目
- (3) 不合格 (D) と判定された選択科目で、学生が GPA 算入除外を申請した科目
- (4) 合格/不合格のみで判定し、GPA の算定ができない科目
- (5) その他正当な理由またはやむを得ない事情により学生が履修を断念した科目

(GPAの種類及び算出方法)

第5条 本大学で使用する GPA は、当該学期又はセメスターにおける学修の状況及び成果を示す GPA (以下「学期 GPA」という。) 及び全在学期間中の学修の状況及び成果を示す GPA (以下「累積 GPA」という。) の2種類とする。

2 学期 GPA 及び累積 GPA は次の各号により算出するものとし、算出した数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

(1) 学期 GPA の計算式

学期 GPA = { (当該学期の評価 S の単位数合計 × 4) + (当該学期の評価 A の単位数合計 × 3) + (当該学期の評価 B の単位数合計 × 2) + (当該学期の評価 C の単位数合計 × 1) } / 当該学期の算入科目総単位数

(2) 累積 GPA の計算式

累積 GPA = { (全在学期間中の評価 S の単位数合計 × 4) + (全在学期間中の評価 A の単位数合計 × 3) + (全在学期間中の評価 B の単位数合計 × 2) + (全在学期間中の評価 C の単位数合計 × 1) } / 全在学期間中の算入科目総単位数

(成績評価の厳格化)

第6条 成績評価にあつては、あらかじめ成績評価基準を定めてアセスメントポリシーに則った客観的、適切な成績管理を行う。

2 各学部、学科はカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを踏まえた成績評価の分布や代表値等を客観的な資料から算出し、所定の科目について成績評価基準の平準化を図るように努める。

(履修取消制度)

第7条 学生は、大学が定める履修取消期間内に、一旦履修登録をした科目について取消を申請することができる。履修取消が認められた授業科目は、GPA 算定の対象から除外する。

2 各年度の履修取消申請の期間や手続きは、別に定める。

(再履修等における GPA の取扱い)

第8条 不合格科目を再履修し、新たな評価を得た場合の再履修前の不合格評価については、累積 GPA には算入しない。ただし、学期 GPA には算入する。

(GPA の活用と通知)

第9条 GPA は、進級判定、卒業判定等の際の活用など、学生に対する日々の学修支援のほか、本学の教育の質的向上にかかわる局面において活用するものとする。

2 学期 GPA 及び累積 GPA は、成績通知書等に付記するものとする。

(事務所管)

第10条 GPA の事務は、学務課が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃については、理事長が決定する。

附則

1 この内規は、平成27年7月1日から施行する。

附則

1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附則

1 この内規は、令和2年9月26日から施行する。